

3. 有識者インタビュー

マスメディアと女性運動の役割

ジャーナリスト、和光大学現代人間学部教授 竹信 三恵子氏



<プロフィール>和光大学現代人間学部教授。1976年、朝日新聞社に入社。水戸支局、東京本社経済部、シンガポール特派員、学芸部次長、編集委員兼論説委員（労働担当）などを経て2011年から現職。著書に『ルポ雇用劣化不況』（岩波新書2009年、日本労働ペンクラブ賞）、『女性を活用する国、しない国』（岩波ブックレット2010年）、『ミボージン日記』（岩波書店2010年）、『ルポ賃金差別』（ちくま新書2012年）、『しあわせに働く社会へ』（岩波ジュニア新書2012年）、『家事労働ハラスメントーー生きづらさの根にあるもの』（岩波新書2013年）など。共著として『全身〇活時代—就活・婚活・保活からみる社会論』（青土社2014年）など。2009年貧困ジャーナリズム大賞受賞。

主な質問項目：

- ・なぜ女性議員が増えないのか
- ・クオータ制がマスメディアで取り上げられにくい背景
- ・クオータ制導入のために必要なこと
- ・女性議員が増えると何が変わるか
- ・男女共同参画センターに出来ること

● なぜ日本では女性議員が増えないのでしょうか。

竹信氏：クオータ制がないからです。女性議員を増やしている国にはクオータ制がありますから。もう90か国程度国が導入していて、主要先進国の多くが、また東アジアでも、韓国や台湾、中国でやっている。クオータ制がないとそれまでの通念を覆すのはすごく大変なので、日本で増えないのは当たり前です。やっぱり一定程度、3割以上はクオータ制をまず入れてみて、女性も含めて候補者という習慣をつけさせることから始めないと、増えないと思います。

● クオータ制があまり知られていません。マスメディアでも取り上げられないのはなぜでしょうか。

竹信氏：マスメディアに男性が圧倒的に多いこ

とが一因です。女性の新聞記者も増えてきたけれど、未だに16%くらい。NHKの女性職員も15%程度で、管理職・専門職は5%。民間放送の女性職員も20%くらいで横ばいです。こんな状況で、クオータ制を取り上げたいと言ってもなかなかメインの話題になりません。「3割を超えない」と大きい声にならない」というのは全くその通りなので、マスメディアにクオータ制を敷くというのも大事だと思います。

私が新聞社に入った頃、女性記者は1%もいませんでした。当時に比べたら状況は改善していて、増えてきた女性記者たちががんばって、女性議員を増やそうキャンペーンなどを取り上げている。管理職でなくとも、裾野を広げるだけでも違ってきます。

そして裾野が広がれば女性管理職も増えてくる。その時に大切なのは、組織の中でジェンダー教育がされていることです。これをやらないと、どうしても「男性の論理に最も合わかる人」が登用され、長時間労働も変わらず、普通の女性が働きやすい仕組みを創り出す女性管理職が育ってこない。だから、社員に対するジェンダー研修、例えばなぜ女性活躍が必要なのかという意味づけや、社会経済的な意義付けなどの研修をしていくことも大切ですね。

「2020年までに女性登用3割」という政府の目標も、自らの足元を変えるためにぜひ有効に使っていきたい。私も当時、内閣府の男女共同参画会議の専門調査会について、初めは2割という案でしたが、女性委員同士で協力して、3割へと引き上げさせたんです。そうしたことがマスメディアでも雰囲気作りに役立ち、最近効果がやっと出てきたのが今の16%という数字です。女性の取締役も出始めたんですが、まだまだ男性の手法を変えられる比率までは行ってないので、これからですね。

● クオータ制導入のために何が必要でしょうか。

竹信氏：海外では、たとえばノルウェーのように、女性団体からの政党に対する強力な圧力があり、これが既成政党を動かした例がほとんどです。女性がネットワークを作って、「クオータ制をやらないとあなたの政党には投票しない」と懸念をかけるわけです。政党が全く自発的にやったというより、女性団体の圧力が大きなパワーになっています。

ところが日本にはそうした大きな圧力がかけられるような全国的な組織がない。個別の課題に取り組む組織はたくさんあるし、それぞれいい活動をしているけれど、それらをつないで、女性全体に必要な改革を政治課題として掲げ、全国的に網羅したネットワークとして圧力をかけていく母体が無い。アメリカにも、NOW (National Organization for Women、全米女性機構) があって、選挙などをテコに政策決定に影響を与えようと活動しています。

日本にも、国際婦人年連絡会という、国連世界女性会議が始まった時に作ったネットワークがあり、女性団体36団体が加盟していますが、若い世代の団体はほとんど網羅していません。

連携できない理由の一つは、従来型の女性団体に関わってきた高年齢層の方々のやり方に、若い人が、なじみにくいことなどが壁になっ

ています。

二つ目に、若い人が忙しすぎてなかなか運動に関われないこと。過労死も起きるほど労働時間が長くなっていて、社会活動をする時間が減っていますし、加えて子どもがいたりすれば女性運動をする時間など、とてもありません。社会システムに問題があるんですね。なので、そういう点を改善していくために労働運動と連携するとか、時間がない人でも参加できる組織のあり方を考えていくことが必要なんだろうと思います。

● 女性議員が増えることで、何が変わりますか。

竹信氏：今、女性活躍を推進している反面で、介護報酬の引き下げや、派遣法改正による派遣の固定化などの、女性の労働条件を悪化させるような施策も進んでいます。そういう時にロビイング、つまり国会に行って議員に議会での質問や国会内での勢力作りを働きかけたりする相手は、女性の問題だとやはり女性議員が多いです。最近、協力的な男性議員も増えてきて心強く感じていますが、やはり、共感してくれて、話が通りやすいのは、女性議員で、かつその分野に詳しい方です。官僚でも、全員ではないけれどご自身が子育てなどに苦労している女性は、実感を持ってがんばってくれる。ですから、女性の実態を知る女性議員、女性官僚が大幅に増えれば、私たちも働きがし易くなるので、全然違ってくると思います。

● 「なぜ女性議員を増やすなければいけないんだ」という反論にはどう応えればよいでしょうか。

竹信氏：確かに、女性ならいいわけではないというのは事実でしょう。ただ、人口の半分を占める人々が議会にほとんどいないというのは、普通に考えて異常ですよね。加えて、家事・育児という見えない労働を担ってきた人々は、働く世界の半分の情報を持っている

ので、その経験のある人が入れるような議会でなくてはおかしい。入っても、少数派では周りに気を遣ってしまって、多数派の男性に嫌われるようなことを言いにくい。そういう空気の中では、女性たちの意見を反映した政治になりません。

シンガポールに居た時に、朝早く起きて子どものお弁当を作っていました。この国の働く女性は外国人家事労働者、つまりメイドさんに助つ人を頼むのが普通なので、夫に提案したら、全然乗り気じゃない(笑)。夫婦交替でのお弁当作りを提案し、交替でやるようになったら、彼はすぐに根をあげて、メイドさんを雇うことを了承しました(笑)。自分でやらないと分からぬことってあるんですよね。

● 男女共同参画センターに何ができるでしょうか。

竹信氏：個人的には以前から、全国の個別の課題に取り組む団体同士を繋いで、メーリングリスト、ツイッター等の SNS で情報発信する仕組みが出来るといいなと考えています。蛸壺型になっている各団体に、横に情報の線を作るんですね。同様に、男女共同参画センターも、横型の SNS やメーリングリストを持って、クオータ制についての情報共有をしてはどうでしょうか。制度の必要性、取り組んでいる団体への支援の呼びかけや、情報発信の連携などが、男女共同参画センター間で横断的に出来れば強みになります。同時に、各センターが繋がっている女性団体にも SNS やメーリングリストを作ってもらい、そこにも情報を流してもらう。そうすると横断的に行動提起が出来るのでいいと思います。

あとは、高齢の方が多い女性団体だとインターネットが苦手ですから、若手が実際に使い方を指南しに行く「インターネット教え隊」を作るのもいいかもしれません。社会運動を知っている世代がインターネットを使えないことが多いために、ネット上の情報が偏ってしまっている。若い人たちがこの偏った情報

に納得し同調してしまいます。情報戦の主戦場はインターネットです。情報誌や広報紙を作っても、誰も読みません。形から入らずに目的から入り、みんながすぐ読めて、簡単に分かるものにしていきましょう。

組織化の支援も必要ですね。型通りのリーダーシップ研修ではなく、意見の違う人とどう話すのか、どう巻き込んでいくのかを学ぶ場をつくって、良い組織者、オルガナイザーを作っていく支援です。例えば「働く女性の全国センター」では、女性の会議の持ち方など、人を組織するために必要なハウツー冊子を出しています。最初に雰囲気をほぐすためのアイスブレーキングをやるとか、相手の言葉を遮らないとか、事前に時間配分を決めておく等、会議の「イロハのイ」が書いてあります。組織化のためには、ちゃんと会議ができ、人を説得でき、正確に情報を伝えられることが大切です。男女共同参画センターが人材を探し、研修し、少数でも人材の核を作ることです。クオータ制を推進して行く大きな組織を作るためには、組織化のノウハウを女性が習得する事が第一歩です。

フランスのパリテについて

翻訳家、日仏女性研究学会事務局代表 石田 久仁子氏



<プロフィール>翻訳家・日仏女性研究学会事務局代表。パリ政治学院卒業。専門はフランス政治史・欧州建設。共著に『ジェンダー・クオータ—世界の女性議員はなぜ増えたのか』(明石書店、2014年)、編著に『フランスのワーク・ライフ・バランス—男女平等政策入門：EU、フランスから日本へ』(パド・ウイメンズ・オフィス、2013年)、訳書に『シモーヌ・ヴェーユ回想録』(パド・ウイメンズ・オフィス、2011年)、フランスソワーズ・エリチ工著『人生の塩』(共訳、明石書店、2013年)ほか。

主な質問項目：

- ・フランスのパリテの概要
- ・クオータ制が違憲判決を受けた理由
- ・パリテが受け入れられた理由
- ・パリテ法施行後の社会の変化
- ・県議会での男女ペア選挙について
- ・フランスの事例から学べること
- ・男女共同参画センターに出来ること

● フランスのパリテとはどのようなものでしょうか。

石田氏：元々は、パリテは「二つのものの間の類似や同等」を意味する言葉ですが、ここ10～20年の間に男女共同参画の文脈で使われるようになりました。男女同数の議員からなるパリテ議会を作ろうという運動から始まって、政府も含む政治的な意志決定の場における男女同数参加による平等を目指すものになりました。

さらにその概念が広がり、今では例えば企業のパリテというような、企業の幹部における男女のバランスのとれた参画という意味でも使いますから、パリテとは「あらゆる領域の権力の場、意思決定の場における男女同数制」と定義できると思います。

パリテは、元々「民主主義とは何か」という問い合わせから始まっています。1980年代末頃から

歐州評議会で男女が均等に代表する「男女同数民主主義（デモクラシー・パリテール）」という考え方方が提唱されるようになり、フランスでもパリテの考え方方が主張され始めました。1989年はフランス革命の200周年記念でしたし、ベルリンの壁の崩壊等もあり、民主主義をもう一度考え直そうという機運がありました。そうした中で女性と民主主義をテーマにしたセミナーやシンポジウムが開かれ、フェミニスト、哲学や歴史や社会学を専門とする研究者を含め様々な人たちが「女性の政治的不在が民主主義といえるのか」と問い合わせ、民主主義を更新しようという機運が高まり、パリテの理論化が進みました。クオータ制は「差別されたグループへの対応」ですが、パリテは人類の半数を占める女性の権利の問題であり、だから法律で保障されるべきだという主張が展開されています。

また、なぜ平等ではなくパリテという言葉を用いたのかを考える必要があります。平等というと形式的平等、結果の平等といった色々な平等があるということの他に、「この言葉に飽きていた」こともあると思います。新しい運動を始めるときには新しい言葉の発明が重要です。パリテと名付けたことがこの運動の成功につながりました。

● クオータ制はなぜ違憲判決を受けたのでしょうか。

石田氏：違憲の根拠となったのは、憲法第3条において「国民主権は人民に属し」かつ「人民のいかなる部分もいかなる個人も主権の行使を自分だけのものにすることはできない」と規定された、一つにして不可分の国民主権と、憲法前文に置かれて憲法的価値を持つ「人と市民の権利宣言」第6条が定める法の下の市民の平等原則でした。クオータ制はフランスの共和主義シティズンシップの基本的原理に抵触すると判断されたのです。共和主義代表理論は、信仰や出自や職業等の一切の属性を抽象化した普遍的個人を基本としています。この交換可能な抽象的な個人の概念が、革命以前の身分制を排して、個々人の政治的平等を保障していますが、この個人に男女の区別を持ち込むことは、共和国の普遍主義に抵触し、被選挙民に男女の区別を持ち込むことは、国民主権の不可分性に抵触すると判断されたのです。

そこで、1999年に憲法を改正し、主権は男女で構成された国民にあると再定義し、性別に関してだけはクオータの手法が使えるようにした上で、パリテ法を制定しました。すべての比例代表制の選挙の候補者を男女同数と義務付けましたが、小選挙区制の国民議会（日本の衆議院にあたる）には男女同数候補は奨励されているだけなので、後者の効果は限定的です。パリテ法は数回改正されて、比例代表制に関しては今では男女交互のジッパー方式の名簿が義務付けられていますので、結果もほぼ男女同数ですが、名簿のトップに男女どちらを据えるかは規定されておらず、男性がトップの場合が多く、その影響が例えば、市町村長の8割が未だ男性という状況に繋がっている。フランスの地方自治体は議院内閣制で、名簿のトップが首長になることが多いからです。

● なぜパリテが受け入れられたのでしょうか。

石田氏：1980年代にクオータ制で女性議員を増やそうという試みがあったが、すでにご説明したように「国民主権の单一不可分性」に抵触するため諦めざるを得ず、乗り越えるために別のロジックを発明しなくてはならなかつた。そこで、クオータ制を支える、女性は差別を受けたマイノリティ・グループだとする考え方とは異なる「国民は男女ほぼ半数からなる。どんな年齢層、どんな社会階層も男女ほぼ半数からなる。女性は他のカテゴリーとは違う。女性はマイノリティではない。」という考え方方が前面に出されます。男性が実質的に支配している政治の場を男女同数にすることが、民主主義のバージョンアップだと主張し、フランスの政治的な文化に合わせるようにしてパリテを理論化しました。

それを広めていったのが女性たちによるパリテ運動です。先ほど触れた欧州評議会での男女同数民主主義（デモクラシー・パリテール）の議論からも影響を受けた『自由、平等、パリテ』という本の出版をきっかけにして、フランス国内の運動は広がっていきます。「男女同数からなる議会を法律に書き込む」という一点に主張を絞ったことで、戦前の参政権運動から続く活動団体から、ラディカルな女性解放運動の人たちまでが共に運動を展開できたことが大きかったです。既存の女性団体も賛同し、全国的なネットワークになったんですね。パリテをどう理論化するのかについても時間をかけて、色々な人たちが議論していました。パリテ議会を模した男女ほぼ同数署名によるパリテ法を求める声明文を日刊紙ル・モンドの一面に掲載するなど、運動のやり方もクリエイティブでしたね。

EUの役割もとても大きかったです。日本だと男女平等についての外圧と言えば国連だけですが、フランスの場合、EUもあります。国際機関は女性の地位向上に熱心ですし、フェミニスト女性官僚たちが、積極的に男女平等政策をEUレベルで推進しました。パリテ運動が展

開される頃、ちょうど EU でも第3次男女平等機会均等行動計画が策定され、この計画には、いかに意思決定の場に女性を参画させていくかが盛り込まれました。実はパリテ運動の中心人物は、この計画の策定にもあたっていて、EU の政策をフランス国内の運動に活かしたり、国内の動きを EU に伝えたりという相乗効果も働いたと思います。

それから4つ目の理由として、パリテを追い風にして政権交代をしようとする政治勢力があったこと。当時野党側にいた社会党が、パリテを政権復帰のために政策の中に取り込んで行きました。こういう政治状況もあり、運動と政党の利害が一致したからこそ、最終的にパリテが実現できたのではないかと思います。

● パリテ法が出来て 15 年経ちますが、フランスではどのような効果、社会の変化がありましたか。

石田氏：最初に確認したいことは、パリテ法の第一義的な目的は、政策をより女性に優しいものにしようとか、社会を変えようということではなく、男女同数で代表される議会や行政の場を作ることそのものにあるということです。パリテ法の目的はそれ以上でも以下でもない。それが実現されつつあること自体が重要なことです。パリテは民主主義の構成要素の一つとされているからです。

その上で、どのような効果があったかと言えば、まずは改めて「強制力なしには男女平等は前進しない」ことが確認できたことです。それと、政治に対する人々の意識を変えたと思います。フランスはヨーロッパの中でも政治への女性参画が遅れた国でしたが、今や表立って、政治は男のものだとは誰も言えないし、男女が数の上で平等に政治に参加することへのコンセンサスがあると思います。

あとは具体的な成果としては、2012 年に男女同数内閣が誕生したように、パリテ法で強制されていないところにも波及効果が出てい

ます。閣僚は 2000 年代に既に約3割が女性でしたが、2012 年に社会党のオランドが大統領になり、男女同数内閣が誕生しました。一度同数になれば今後、どんな政権でも、極端に女性閣僚を減らすことは出来なくなると思います。男女平等の後退と世論に思われますから。

また、2012 年に女性の権利省が復活し、2014 年に「女性と男性のための実質的な平等のための法律」が出来ました。この法律は既存のいくつもの男女平等関連法に改正を加えてひとまとめにした一種の一括法で、男女平等政策のさらなる推進を目指すものです。背景には、意思決定の場に女性の数が増えたことがあると思います。

● 2013 年には、県議会での男女二人組での選挙が義務化され、2015 年3月に初めて選挙が行われましたが、これについて教えてください。

石田氏：県議会は小選挙区制です。議席数を維持するために選挙区の数を半分にし、各選挙区から、男女ペアで立候補して選挙運動し、投票もペアに対してする制度なので、結果も自ずと男女同数になります。今、選挙が実施されなかった 3 県を除き、残りすべては男女同数議会です。厳密な男女同数候補制度で、厳密な男女同数議会を保証している制度です。新人女性議員が多数誕生したので、年齢も若くなりました。実は 1990 年代に、このペア候補案が出ていました。小選挙区制の国民議会でどう実効性のある法律を作るかが課題だったので、パリテ運動の中心にいたフランソワーズ・ガスパールが提案していましたが、その時は、抵抗が強く、実現できなかった。

今回それが県議会選挙に導入されましたが、最初にパリテ法ができたときには、県議会は法の対象外でした。というのも、県と国民議会はともに小選挙区制ですから、候補者をただ男女同数にしても、比例代表制のような効果はありません。また県議会出身者が国民議

会に立候補する流れもあるので、国民議会としてもおそらく積極的ではなかったし、地方の場合は必ずしも政党政治ではないので、クオータ的な手段が機能しにくいということもあった。

それでもその後、補充候補を異性とするという改正が行われました。現職議員が病気等により辞職する際に、予め決めておいた異性の補充候補者が代わりに議席に就く制度ですが、これは女性議員を増やすにはほとんど効果がなく、県議会は9割が男性という状況が変わらなかつた。そこでペア制度がついに実現しました。

県は18世紀末にまで遡る古い行政単位ですが、実は行政改革により権限が小さくなっています。今後、県自身もどうなるか分からぬ。そういう背景があるので、革新的選挙制度を入れることが出来た面もあると思います。ですから、同じ小選挙区制の国民議会にこの制度が取り入れられることはおそらくないだろうと思います。

ペア制度を取り入れてもまだ残る県の課題は、知事にあたる議長が未だ9割が男性で、101県中、女性は10人にすぎないこと。やはり経験がある人が議長に選ばれやすいので、そこには未だに壁がある。副議長団は、パリテ法に規定されているので、男女同数になっていきますけどね。

● フランスの事例から学べることは

石田氏：やはり女性運動のあり方でしょうね。優れた女性運動をしたからこそパリテ法は実現しました。まず要求項目を一つに絞り、単純明快にしたこと。そして既存の女性団体の多くをネットワークとして結びつけたこと。ル・マンド紙に意見広告を出すなどのインパクトのあるやり方をしたこと。これらが、運動が広がる力になったと思います。

日本にも各地に様々な女性団体があるので、それらをどう結び付けていくかですよね。や

はり要求が一つであれば、結びつきやすいと思います。日本の憲法や選挙制度を踏まえて、いかに一つの明快な要求を掲げるかを少し考える必要があるかもしれません。

もう一つは、民主主義を問う運動にしていくこと。「女性の政治参画の遅れは、国民全員が取り組むべき問題だ」「これが民主主義なのか」と問うことです。ちょうど2015年には、安全保障関連法案をきっかけに、民主主義をめぐる議論がわき起きましたから、女性運動がそうした運動と連携してほしい。この機会に、「民主主義と女性」を考える場を作るなど、女性の立場からも「民主主義とは何か」と大きな声を上げていくことです。SEALDs¹などの若い世代の運動から学べることもある。彼ら彼女らの運動には、何か一緒にやりたいと思わせるセンスの良さがあり、多くの人が集まつた。このノウハウを学び、大きな運動にしていったらいいですね。

● 県や男女共同参画センターに出来ることは

石田氏：選挙制度と女性の政治参画の関係だと、ポジティブ・アクションとは何かとか、国際基準はどうなっているのかとか、そういう基本的なことを学ぶ企画を色々な形でやってほしいですね。日本の場合、選挙制度、特に地方議会選挙が現状のままでは、いくらクオータ制を導入してもなかなかうまく行かないのではないかと思います。地方選挙制度を民主主義の視点から見直すような学習会をやってほしい。「議会に女性が2割以上いなければ国際的に明らかに遅れている」などの、男女平等の国際基準も知られていないし、女性が一人もいない地方議会に女性を入れていく必要があることなども、繰り返し主張してほしいですね。

それともう一つは、日本中の女性センター、

¹ “Students Emergency Action for Liberal Democracy – s”、自由と民主主義のための学生緊急行動

男女共同参画センターが連携して何かやってほしいということ。クオータ制をどうやって入れたらいいのか等を、日本各地で同時多発的に勉強して声を上げると、とても大きな力となると思います。是非、都道府県だけでなく、各地の市町村も加えて互いに繋がって、一つのテーマを推進してほしいですね。さらに日本中の女性運動とも連携する方向で活動いただけだと、とてもいいと思います。